

開 会

○岡本会長 それでは、本日は委員13名のうち、10名のご出席をいただき、委員の過半数の出席をいただきました。定足数に達しておりますので、ただいまから第78回小笠原諸島振興開発審議会を開催いたします。

[副大臣挨拶]

○岡本会長 議事に先立ちまして、国土交通省の平井副大臣より、ごあいさつをお願いしたいと存じます。

○平井副大臣 皆様こんにちは。ご紹介をいただきました平井たくやであります。本日は、小笠原諸島振興開発審議会の開催に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

平素より小笠原諸島の振興開発につきまして、格別のご支援、ご協力を賜り、ほんとうにありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

さて、小笠原諸島は、ことし6月に、昭和43年の返還から40年を迎えることになります。この間、先人たちの絶え間ないご努力と関係者の皆様のご尽力により、復興、振興が進められてまいりました。

国土交通省といたしましても、小笠原諸島振興開発特別措置法に基づく、平成16年からの5カ年計画の下、生活・産業基盤整備などの振興開発事業を支援しており、平成20年度予算においても、国の厳しい財政状況のもと、対前年比で0.96にあたる約15億円の予算を確保するなど、できるだけの支援を講じているところであります。

この結果、住民生活の安定に係る生活環境整備や医療福祉の向上、地域の自立的発展に向けた産業や観光の振興等には、一定の成果が見られるものの、様々な課題が残されており、また、本土から1,000キロメートル以上も離れた外海にあって、本土との交通・通信が依然として極めて不便であると認識しております。

さて、昨年7月には、海洋の平和的かつ積極的な開発利用を目指して海洋基本法が施行されましたが、離島については、我が国の領海及び排他的経済水域等の保全に重要な役割を担っていることにかんがみ、国は離島の保全に必要な措置を行うことを定めたとところであります。我が国の排他的経済水域の3分の1を確保する小笠原諸島においては、その位置づけがますます重要となっているところであります。

このような中、ご承知のとおり、小笠原諸島振興開発特別措置法は平成20年度が最終年度であり、今後の振興開発施策の展開について検討していかなければならない重要な時期にきております。

この小笠原諸島振興開発審議会は、各界の有識者及び地元自治体の代表の皆様にご参加いただき、小笠原諸島の振興開発について多角的な観点からご審議をいただくという重要な役割を担っております。委員の皆様方におかれましては、是非とも活発なご議論をいただきますようお願いを申し上げます。

最後になりますが、国土交通省といたしましては、地域の個性と創意を生かした小笠原振興を推進するために、今後とも地元の東京都や小笠原村と連携を密にして、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

私も小笠原には足を運んだこともありますし、森下村長はじめ、佐々木議長をはじめ皆様方にもご交誼をいただいておりますが、東京都にとっても、日本にとっても魅力のある領土であるし、また地域資源にも恵まれた小笠原は、ますます磨けば光るものだと私は思っています。そういう意味で、きょうの審議会のメンバーの皆様方にも格段のご配慮をいただきながら、小笠原の振興、ひいては海洋国家日本の将来を見据えてご審議を深めていただければと思います。委員の皆様には引き続きのご支援をお願いを申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

○岡本会長 ありがとうございます。なお、平井副大臣は業務の都合により、ここで退席されます。どうぞ。

[新任委員の紹介等]

○岡本会長 次に、議事に入ります前に、異動された委員、行政側の出席者について事務局より紹介をお願いします。

○山近振興官 本審議会の事務局を担当しております、国土交通省都市・地域整備局特別地域振興官の山近です。

まず初めに、前回以降異動されました委員について御紹介します。

池田委員が退任され、佐々木小笠原村村議会議長が就任されておられます。

○佐々木委員 よろしくお願いたします。

○山近振興官 続きまして、国土交通省の出席者を紹介します。

増田都市・地域整備局長です。

- 増田局長 増田でございます。よろしくお願いいたします。
- 山近振興官 内波大臣官房審議官です。
- 内波審議官 内波でございます。よろしくお願いいたします。
- 山近振興官 大藤都市・地域整備局総務課長です。
- 大藤総務課長 大藤でございます。よろしくお願いいたします。
- 山近振興官 笹木小笠原総合事務所長です。
- 笹木所長 笹木でございます。よろしくお願いいたします。
- 山近振興官 本日は、本審議会の幹事になっている省庁から、メインテーブル以外にも出席をいただいております。

次に、東京都の出席者をご紹介します。

山口副知事です。

- 山口副知事 よろしくお願いいたします。
- 山近振興官 中西総務局行政部長です。
- 中西部長 よろしくお願いいたします。
- 山近振興官 松本総務局多摩島しょ振興担当部長です。
- 松本部長 よろしくお願いいたします。
- 山近振興官 次に、前回以降異動された幹事について紹介します。お手元の資料1でございます。右のほうに幹事の名簿がございますが、「※」がありまして、12名の幹事に異動がございました。名前の紹介は省略させていただきます。

議 事

(1) 小笠原に関する最近の動向

- 岡本会長 それでは、会議次第によりまして議事を進めたいと思います。

本日の議事は、次第にありますように、小笠原に関する最近の動向について、小笠原諸島振興開発計画の成果と課題についてでございます。ご案内のとおり、現在の振興開発計画は、平成20年度が最終年度でありますので、当審議会としましては、今回、これまでの振興開発の評価と課題について議論を行い、6月ごろには21年度以降の小笠

原諸島の振興開発のあり方について取りまとめたいと考えております。

それでは、まず初めに、議題（１）の小笠原に関する最近の動向について、事務局から説明をお願いします。

○山近振興官 それでは、お手元の資料２番から８番に基づきまして、事務局より説明を申し上げます。

まず資料２でございます。来年度の小笠原関係の予算政府案です。来年度につきましては、お手元の資料にございますように、１４．７億円、今年度の予算比０．９６を確保してございます。これの内訳は、ハード整備とソフト開発に大別されます。上段のほうにハード整備の予算を示してございます。インフラといたしまして港湾施設や道路の整備、それから公園の整備、診療所の建物の整備、こういうものがハード整備の中心でございます。一方、ソフト面につきましては、診療所の運営費、病虫害等の防除、こういうものに予算を確保してございます。大体、ハードものが９０％で、ソフトものが１割、こういう比率になってございます。

簡単に内容についてご説明申し上げます。次の２ページをお開きいただきたいと思えます。港湾整備につきましては、概要の３パラグラフ目でございますけれども、主なものといたしましては、津波の影響を受けやすい栈橋構造の二見港の津波対策、それから船揚場の拡充、こういうものに対応してまいりたいと考えております。

次、３ページ目にまいりまして自然公園でございます。これも概要の３パラグラフ目でございますけれども、園地整備や固有種を中心とした植生の回復事業、こういうものに予算を確保してございます。

次のページにまいりまして道路でございます。こちらのほうでございますけれども、島内の道路の中で、電線等の地中化を含めた街並みの景観の整備、こういうものを中心として予算を確保してございます。

次、５ページ目でございますが、概要のところの３パラグラフ目でございます。まずリハビリテーションなどの機能を付加しました新たな診療所と高齢者の入所施設、こういうものをあわせました複合的な医療、保健、福祉施設というものの整備を行うことを中心として予算を確保してございます。

それから次、６ページ目でございますが、病虫害防除対策、ここの説明は省略させていただきます。

その次にまいりまして、７ページ目になりますけれども、観光産業が重要な役割を担

っておるということで、誘客促進のプロデューサー派遣事業、これは誘客促進の具体的仕組みをつくるための調査ということで予算を確保してございます。

それから、8ページ目にまいりまして、これは昨年の末に原油高騰に伴いました緊急対策を取りまとめたものでございます。対策全体といたしましては6つの柱がございまして、小笠原ということで申し上げます、3. 離島の関連対策ということで航路対策を講じてございます。具体的には、一番下に予算案という欄がございましてけれども、今年度の補正予算で17.5億円という離島航路対策費を確保しております。また来年度の当初予算ということでございまして、41億円ということで航路対策費を確保してございます。

続きまして、資料3をご覧くださいと思います。国土形成計画の策定についてというものでございます。これは全国総合開発計画から発展的に名称変更してございます。今回は、左の図でございましてけれども、国による明確な国土及び国民生活の姿を提示するという観点から全国計画を示し、それをもとにして地方の計画を策定することとなっています。地方の計画はブロック単位ごとに作成するということになってございます。小笠原は関東ブロックに入るということでございます。全国計画については、現在パブリックコメントが終わりまして、計画の取りまとめの最終段階に至ってございます。今年度には策定される予定でございます。

1ページ開いていただきまして、国が取りまとめる全国計画のエッセンスをまとめたものでございます。2つの柱がございまして。オレンジ、そしてグリーン、2つの柱でございまして。オレンジのほうは「グローバル化や人口減少に対応する国土の形成」ということ、その中で小笠原の観点で申し上げます、右のほう、「持続可能な地域の形成」という中に「条件の厳しい地域への対応」というのがございまして、こういうところが関係してくると思っております。

また緑のほう、「安全で美しい国土の再構築と継承」という目標に対しましては、右の「美しい国土の管理と継承」というところで、「海域の適正な利用・保全」というところがございまして。こういうところが関係してくると思っております。

そして、これらを支えるものとして、この計画では「新たな公」というものを提言してございます。今、形成計画の案に盛り込まれております文章、これをその後に示してございます。ちなみに4ページ目を開いていただきますと、離島に関する項目の中で、「小笠原諸島について」というのがございまして。4ページ目の下から数行目のと

ころについて、「小笠原については」という書き出しがございますけれども、そこが該当しております。それから、その下の、一番下から始まる「海域の利用と保全」というところがございます。この文章では、さまざまな用途に海域を利用していくということ、そして、その本拠地としての離島というものが小笠原では関係してくると思っております。これから国の計画ができましたら、ブロック別の計画になってまいりますので、この審議会での議論というものはそういうところに関係してくると思っております。

続きまして、資料4にまいります。「地方再生戦略の概要」というところでございます。これにつきましても、昨年の末に地域活性化統合本部でまとめられております。地域では既にさまざまな支援策が講じられております。そういう支援策につきまして、地方の地域を分類いたしまして、そこに講じられますいろんな支援策を取りまとめてございます。それから、この中では、地域の声にこたえるものとして、地域の相談の窓口の一元化を図ってございます。窓口は内閣官房に設けられております地域活性化統合事務局というところでございまして、そこで皆さんの問い合わせに一元的に答えるということになっております。また地域開発のために応募される地域に対しまして、地方の元気再生事業という事業を展開していくことになってございます。

2枚目以降に地域の分類に応じたいろいろな施策について、この再生戦略が示しておりますものを参考までに示してございます。関係するものといしましては、農山漁村がございまして、この中でさまざまな施策が列挙されてございます。小笠原にもいろいろ関係することがございます。例えば右のほうで申し上げますとブロードバンド・ゼロの解消や携帯電話のエリアの整備、下のほうにまいりますと、雇用、地域コミュニティの中で地域コミュニティの再生による次世代を担う人材の育成や、左のほうでグリーン・ツーリズム、エコツーリズムの普及というようなメニューが提示されてございます。

もう一つ、参考のために資料を添付しております。基礎的条件の厳しい集落ということでございます。3ページになります。この中でもブロードバンドの問題がございまして、また一番右下になりますけれども、離島地域の再生ということで離島航路の維持確保というようなことも指摘されてございます。こういう個々に示されておりますさまざまな施策というものが今回の審議の中でも関連があるのではないかと考えてございます。

次、資料5でございます。海洋基本法の概要です。この法律は平成19年7月に施行されてございます。それに対する国の基本施策というものを4. に示してございます。①から⑫までございますが、その中に「離島の保全」という項目がございまして、関連条

文は一番下の6. にございまして、離島に關しまして、海岸等の保全、海上交通の安全確保、海洋資源の開発利用のための施設の整備、周辺海域の自然環境の保全、住民の生活基盤の整備、その他の必要な措置を講ずるとうたっております。

次に、資料6にまいります。「小笠原諸島振興開発特別措置法の概要・経緯」でございます。皆様十分ご存じだと思いますが、目的は、小笠原諸島の自立的発展、住民の生活の安定、そして福祉の向上ということでございます。昭和44年に原型が形成されまして、今日に至るまでの間、幾度か名称は変更してございます。現行法は、平成16年度当初から施行されており、平成20年度末、来年の3月末が期限でございます。

16年の法改正により大きな特徴がございました。それまでは振興開発計画については国が策定をするということでしたが、地域の自発的イニシアチブを尊重するという観点から、国は基本的な方針を示す、都のほうで振興開発計画を策定する、こういう策定主体の変更がございます。この法律に基づきますいろいろな支援措置がございまして、それについてはそれ以降に書いてございます。詳細は省略させていただきます。

次に資料7、「小笠原諸島の概要」です。まず、地理的・自然的特殊条件から申し上げますと、本土から1,000キロ離れているということ、アクセスには25時間半かかり、6日に1便のみの船便、亜熱帯で台風の常襲地帯でございます。それから、多くの固有種、希少種が生息しており、非常に特異な生態系を持っております。その中で4分の3の面積が国立公園に指定されてございます。また、世界自然遺産の候補地となっております。我が国の排他的経済水域ということで申し上げますと、3割を確保してございます。

次に、歴史的・社会的な特殊事情でございますが、昭和43年に施政権が返還されるまでアメリカの管理下にありました。その後、山林原野からの復興・開発が行われました。

社会状況でございますが、人口は、平成17年の国勢調査で申し上げますと2,325人。現在は2,400名弱と聞いております。その中にありまして、65歳以上の人口の比率が10%強ということで、全国と比べて著しく低いという状況でございます。

1ページ開いていただきまして、経済の状況でございます。所得額で申し上げますと9割以上が給与の所得で占められてございます。物価については、さまざまな取り方があろうかと思っておりますけれども、一定の仮定のもとで申し上げますと、東京23区を100とした場合には135程度ということでございます。

それから次、4. 産業の状況ということでございます。一次産業といたしましては農業、漁業、二次産業では、建設業等々が主要な産業でございます。農業生産のほうでございますが、減少が見られます。一方、漁業については大幅な伸びが見られてございます。観光も非常に重要な産業でございますが、観光客については平成10年をピークとして、横ばいか減少傾向でございましたが、最近は増加を見ておるといふ状況でございます。

次、もう1ページ開いていただきまして、5. 交通・生活の状況でございます。交通状況については先ほど申し上げました。情報通信基盤については、通信衛星によりテレビ放送、携帯電話、ISDNサービス等の提供が行われてございます。課題といたしましてはブロードバンドの整備がございます。住宅の持ち家率は全国の4分の1という状況でございます。

次、6. にまいりまして、旧島民の方の帰島状況についてということですが、平成18年4月の時点では456名の旧島民の方がいらっしゃいます。毎年、内地から帰島者が一定程度いらっしゃる一方で、内地に転出されるケースも見られます。小笠原に住んでいらっしゃる旧島民の方の人口という観点で申し上げますと、大きな変化はないという状況です。

次、資料の8にまいります。「小笠原の世界遺産登録に向けて」ということでございます。小笠原は、地形的、そして生態的に特異な特徴を持っているというようなことが指摘されております。その中であって、2. のところでございますが、平成19年の1月に世界自然遺産暫定リストに登録されてございます。現在は外来種対策を3年程度実施するというところでいろいろな対策が講じられているところでございます。こういうものが講じられまして、予定では、平成22年の2月には登録の推薦書をユネスコに提出をする。その後、23年7月には可否の決定が行われるというような状況でございます。

以上でございます。

○岡本会長 ご苦労さまでした。ただいまの説明は小笠原諸島振興開発の基本的枠組み、国の地域振興施策の中での離島の位置づけ、小笠原諸島の基本的な指標や最近の動向の説明でありました。これらはこれからの議論の基礎になるものですが、何かご質問がございますでしょうか。よろしゅうございますか。

(2) 小笠原諸島振興開発計画の成果と課題

○岡本会長 ございませぬようでしたら、続きまして、議題(2)に移りたいと思います。

小笠原諸島振興開発計画の成果と課題について、東京都よりご説明をお願いします。

○山口副知事 東京都副知事の山口でございます。石原知事にかわりまして、私から一言ご挨拶させていただきます。

委員の先生方におかれましては、小笠原諸島の振興開発につきまして、ご指導、ご助言をいただきますことを厚くお礼申し上げます。小笠原諸島は、先ほどお話がありましたように、昭和43年の本土返還から、今年で40周年になります。返還以来、特別措置法に基づき、島民が生活するために必要な住宅、水道、道路、港湾などの基幹的な施設整備を重点的に進めてまいりました。また、世界的に貴重な小笠原の自然を保全し、後世に引き継ぐとともに、観光振興に活用するために、東京都版エコツーリズムの推進など、自然の保護と利用の両立を目的とした施策にも力を入れてまいりました。

現在、東京都は、平成18年11月に変更いたしました振興開発計画に基づきまして、航空路開設の検討や世界自然遺産登録への取り組みなど、諸施策を展開しております。航空路の開設につきましては、自然環境との調和に十分配慮し、将来の開設を目指し検討を進めることとしております。後ほど小笠原村長の森下委員からご説明があらうと思いますが、昨年12月から本年1月にかけて、村によります航空路の必要性に関する村民アンケートが実施されました。航空路を必要とする村民の意向を受けまして、都と村で協議会を設置するための準備を開始したところでございます。また、都は、自然環境の影響、費用対効果、運航採算性、安全性などの調査、検討を総合的に進めております。

次に、世界自然遺産登録につきましては、国が昨年1月に世界自然遺産登録に向けた暫定リストをユネスコに提出いたしました。都におきましては、昨年6月に南硫黄島で四半世紀ぶりとなる自然環境調査を首都大学東京と連携して行いました。南硫黄島は急峻な地形や自然環境の厳しさから、小笠原諸島の中で人為の影響を唯一受けていない島でございますが、今回の調査で新種と思われる陸産貝類を4種類発見するなど学術的に貴重な成果が得られました。今後詳細な分析を行いまして世界自然遺産登録の準備を進めてまいります。

都といたしましては、今後とも小笠原村と連携してさらなる振興開発に努めてまいり所存でございます。

委員の先生方並びに国土交通省の皆様方におかれましては、今後ともより一層のご指導とご協力をお願い申し上げまして、簡単でございますが、ご挨拶にかえさせていただきます。

なお、本日の議題であります振興開発計画の成果と課題につきましては、都の中西行政部長から説明させていただきます。ありがとうございました。

○**中西部長** 東京都行政部長の中西でございます。小笠原諸島振興開発計画の進捗状況につきまして説明をさせていただきます。それでは座って説明させていただきます。

先ほどもご説明がございましたが、小笠原諸島振興開発計画は、小笠原諸島振興開発特別措置法を根拠としておりまして、国のほうで小笠原諸島振興開発基本方針を定め、都がその基本方針に基づきまして小笠原村の作成した計画案の反映に努めながら振興開発計画を定める、こういった仕組みになってございます。

お手元に資料9-1、「小笠原諸島振興開発計画の成果と課題（概要）」、及び資料9-2、「小笠原諸島振興開発計画の進捗状況」を配付してございます。

資料9-1では、これまでの施策の成果と今後の課題の概要を、資料9-2では、振興開発計画の項目順に各事業の主な施策と進捗状況をまとめております。計画の項目が非常に多く、また細分化しております。本日は資料9-1で説明させていただきます。恐れ入ります、資料9-1をごらんいただきたいと思います。

資料では、小笠原諸島振興開発特別措置法にうたわれております小笠原諸島の自立的発展と住民生活の安定及び福祉の向上を念頭に、各事業の課題と成果を整理しております。

まず小笠原諸島の自立的発展に関する施策といたしまして、産業の振興開発、自然環境の保全及び観光の開発の3項目でございます。

最初の、産業の振興開発につきましては、農道やかんがい施設などの農業基盤や漁港などの水産業基盤の整備を進めてまいりました。また、栽培・養殖技術などの開発や試験研究によりまして農水産業の振興に貢献しております。一方で、台風の常襲地帯でございます小笠原特有の気候条件や本土との交通アクセスに起因いたします輸送、流通手段等の制約によりまして、安定的な生産、販売が担保できないなど、産業の振興については今後も改善すべき点がございます。

次に、自然環境の保全について、先ほど副知事からも申し上げましたが、東京都版エコツーリズムの推進によりまして、小笠原諸島の貴重な自然を保護するとともに、観光

資源としての利用との両立を図ってまいりました。引き続き世界自然遺産の登録に向けまして保護担保措置や外来種対策等の推進を図る必要がございます。

続きまして、観光の開発についてでございますが、さきに述べましたように、小笠原諸島の独自の自然環境は保護の対象であると同時に観光資源でもございます。これまで自然公園内の遊歩道や都市公園、ビジターセンターなどの施設整備を進めるとともに、自然観察や戦跡を巡るフィールドツアーコースの整備など観光メニューの開発を図ってまいりました。しかしながら、近年は観光客数が2万人台で推移しており、特にオフシーズンの集客対策が課題となっております。今後は世界自然遺産登録による小笠原諸島の知名度向上を視野に入れまして、熟年層や修学旅行など幅広い客層の誘致に向けた取り組みが必要でございます。

以上述べましたように、小笠原諸島の自立的発展には観光を軸とした島内産業の振興が不可欠でございます。世界自然遺産への登録は、貴重な自然を保護するとともに小笠原諸島を世界に発信するまたとない機会であると考えております。今後も小笠原諸島の自立的発展に向けて、これらの施策を互いに連携して推進する必要がございます。

続きまして、生活の安定及び福祉の向上に関する施策として5項目を挙げております。まず交通施設及び通信施設の整備についてでございますが、港湾・道路など島内の交通基盤については既に相当程度整備されております。特に市街地におきましては、小笠原にふさわしい景観を創出するための整備を進めているところでございます。一方で、本土との交通アクセスについては、現在も片道約26時間、週に約1便の航路のみという状態でございます。都は、国の基本方針の変更を受けまして、平成18年11月に振興開発計画を変更いたしました。このときに自然環境との調和に十分配慮した航空路の開設を目指し検討を進めると明記いたしました。今後は、小笠原村とともにより具体的な検討を進めていく必要がございます。

なお、既存の道路、港湾施設についても、地震による津波対策や道路の拡幅、歩道設置などの安全対策、景観整備など、安全性や利便性の向上に今後とも取り組んでいく必要がございます。

また、情報通信基盤としては、村の情報センターが整備されたことによりまして、村内での行政情報の利活用やIP告知端末による緊急放送の伝達の確実性が向上いたしました。今後は、ブロードバンド化や地上波テレビ放送のデジタル化など、本土との情報格差解消に向けまして、引き続き取り組みが必要だと考えております。

次に、住宅、生活環境施設、集落開発等でございます。住宅対策につきましては、小笠原住宅の建て替えのほか、小笠原村による扇浦地区の宅地分譲が行われているところでございます。今後も土地利用計画など住宅政策を進めていく必要があると考えております。また、小笠原村では、簡易水道やし尿処理施設など、村民生活に不可欠な施設の整備によりまして衛生的な生活環境を維持しております。これらについては、今後も引き続き老朽化した施設の改良が必要でございます。なお、東南海・南海地震による津波浸水予測図により、現在の浄水場が浸水被害の可能性があることが判明したため、移転が計画されております。小笠原諸島では、本土から約1,000キロメートルと隔絶した地理的要因から、地震や津波といった大規模災害の際には、本土からの救援が到着するまでの間、島内で住民の生命、生活を維持しなくてはなりません。中でも飲料水の確保は喫緊の課題となっております。

次に、保健衛生施設及び社会福祉施設の整備並びに医療の充実でございますが、現在、小笠原村では、住民の高齢化に対応するため、保健・医療・福祉の連携強化を目指して診療所の複合施設化を進めております。複合施設の完成は平成22年度の予定でございますが、今後も着実に施策を推進していく必要がございます。

続きまして、防災及び国土保全に係る施設の整備についてでございますが、これまで都は、砂防・地すべり対策など土砂災害防止に取り組んでまいりました。台風の常襲地帯である小笠原諸島におきまして、これらの対策は今後も継続的に取り組むべき課題でございます。そのほか、情報通信施設の項でも触れましたIP告知端末による情報伝達など緊急時の安全対策を進めておりますが、今後も東南海・南海地震による津波対策など防災対策を実施していく必要がございます。

最後に、教育及び文化の振興でございます。小笠原村では、母島の小中学校の建て替えが行われ、教育施設の整備充実が図られました。また、小笠原村文化財保護条例の制定による文化財の保護・保存体制の充実を図るとともに、戦跡など小笠原独自の歴史と文化を紹介し、観光資源としても活用するフィールドツアーコースも整備しております。今後の課題といたしましては、父島の小中学校の老朽化対策などとなっておりますが、小笠原村では診療所の複合施設化や浄水場の移転など大規模なインフラ整備を控えておりますので、これらの進捗状況との調整を図りながら検討を進める必要がございます。

以上、住民生活の安定及び福祉の向上関連施策について説明をさせていただきました。いずれも住民生活に不可欠な施策でございますが、その中でも、本土との交通アクセス

の改善は、住民生活のみならず観光振興や産業振興など小笠原諸島の自立的発展におきましても非常に大きな影響がございますので、今後とも実現に向けて着実に推進していく必要があると考えております。

以上、大変簡単ではございますが、小笠原諸島振興開発計画の成果と課題について説明をさせていただきました。なお、各事業の詳細につきましては、お手元の資料9-2をごらんいただきたいと思います。

委員の皆様には、現在の小笠原諸島を取り巻く現状と課題をお酌み取りいただきまして議論を進めていただければと存じます。説明は以上でございます。

○岡本会長 ありがとうございます。それでは、これらの資料をベースに議論を進めていきたいと思いますが、まず小笠原村長から、地元としてのご意見を伺いたいと思います。

○森下委員 発言の機会をいただきましてありがとうございます。私自身も審議会の委員ではございますが、地元を代表する立場から発言をさせていただきます。

岡本会長はじめ委員の皆様並びに国土交通省、東京都の皆様におかれましては、小笠原諸島の振興開発につきましてご尽力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、本日は、振興開発の基本的な枠組みや離島の位置づけ、また振興開発計画の成果と課題について説明がありましたが、これまでの振興開発事業の成果につきましては、港湾、道路、上下水、そして、現在整備中の医療、福祉の複合施設など、村民生活に必要な基本的な社会整備はおおむね整備され、その振興事業による成果が今日の村民生活の基盤をなしているという事実は村民共通の認識でございます。非常に感謝を申し上げているところでございます。

しかしながら、特別措置法の目的であります自立発展、生活安定及び福祉の向上に照らしてみると、解決されていない諸課題も残されております。返還以来の村民の悲願であり、村の最重要課題である航空路の開設については、お手元の資料にございますように、村内の合意形成を図るアンケートを終え、70%以上の航空路は必要との結果をいただいたところでございます。今後、新たな空港整備計画プロセスに入るべく、事業主体である東京都と調整を図りながら、一日でも早く航空路が開設されるよう邁進したいと考えております。

また、防災対策につきましては、東南海・南海地震が起きた場合、小笠原への津波災害は避けられない状況であり、村民及び来島者のライフラインの確保のため、特に老朽

化した浄水場の更新にあわせ、高台への移転を計画しているところでございます。さらに防災避難道路の整備及び電力の確保等を各関係機関に要望しているところでございます。

次に、情報通信基盤整備ですが、平成14年度から振興事業において進めてまいりました島内の基盤整備は終了いたしました。島内でのブロードバンド受け入れ態勢は整いましたが、今後はこの島内環境を十分に発揮するため、引き続き、当村としては本土間との海底光ケーブルの整備を要望していく所存でございます。

説明の中にもありましたように、平成19年7月に海洋基本法が施行され、離島の持つ海域が安全保障上、また経済上非常に重要なものとなっております。その中でも、小笠原諸島は島々の存在により排他的経済水域の約3割という強大な海域を確保しております。その中の父島、母島の村民が生活していることが国益上非常に重要なことであると自負をしております。

今後、特別措置法の大きな目的であります自立発展、生活の安定及び福祉の向上に向け、エコツーリズムを基軸とした観光振興との連携の中で農漁業などの産業振興を図るとともに、医療、福祉、教育が充実した快適な村づくりを行いながら、豊かな自然を保全し、世界自然遺産の候補地としてふさわしい、人と自然が共生した島を目指した振興開発を積極的に進めてまいりたいと考えております。

つきましては、平成20年度末で期限を迎えます小笠原諸島振興開発特別措置法につきましても、ぜひともその改正及び延長を実現されますよう、委員の皆様並びに関係の皆様をお願いを申し上げ、私の発言とさせていただきます。

発言の機会をいただきまして、まことにありがとうございました。

○岡本会長 ありがとうございました。それでは、ただいまの小笠原村の声も踏まえまして、委員の皆さんからご意見をいただきたいと思っております。

ご無礼しました。佐々木さん、村議会議長としてのご意見を賜りたいと思っております。恐縮でございます。

○佐々木委員 ありがとうございます。昨年、先生方には小笠原を訪問していただきありがとうございました。また、父母間の「ははじま丸」に乗っていただきまして、短いですが、母島のほうを視察いただきましてありがとうございます。父島、母島というのは小笠原ですけれども、母島のほうにはなかなか今まで来れないというのが状況だったんですけれども、今回、ひととき一緒に母島を案内させていただきましてほんとう

に有意義であったと思います。

村議会といたしましても、今回、振興法延長の中で、航空路の開設ということが一番大きなメインといたしまして決議文を策定しました。その中には、やはり村民が40年間待ち続けた航空路という課題が一番重要な中で、あと10年たつと、約2分の1世紀が通り過ぎるわけでございますけれども、何としまして、50年目にはぜひ航空路を、飛行機をぜひ飛ばしていただきたいというのが小笠原村民の願いでございます。ゼロから始まって、今、村長がお話したように、またもとに戻ったんですけれども、それもやはりこれから重要な問題でありますので、中には必要がないという方もおられると思うんですけれども、そういう方もよく、候補地の検討とか、植栽の問題について話し合いました、いち早く航空路が実現できるように、このように思っております。高齢化の人も、10年たつと、私も含めていよいよ、乗れるかどうかわからないというような状況になってきますので、ぜひ先生方も乗れるように、いち早くご尽力願いたいと思います。よろしくお祈りします。ありがとうございました。

○岡本会長 どうもありがとうございました。失礼しました。

先ほども申し上げましたが、当審議会では、来年度には、平成21年度以降の小笠原諸島の振興開発のあり方について取りまとめたかと考えています。そのためには、現状を的確に検証評価し、議題を抽出することが不可欠です。一部の委員におかれましては、昨年10月に父島、母島について現地視察を行っていただきましたので、ただいまの東京都からの説明に加え、現地視察の成果も踏まえまして、これからの時間で現状と評価と課題について中身の濃い議論をしたいと思っております。

先ほど東京都からご説明のありました資料9は、個々の事業と特別措置法の目的が関連づけられています。議論に当たっては、個々の事業へのコメントにとどまらず、全体的な観点からの評価や法目的と関連づけたコメントをいただきたいと思っております。

それでは、ご意見、ご質問についてご発言をお願いします。どなたからでも結構でございます。どうぞ。

○青野委員 すみません、ちょっと質問なんですけれども、今の航空路のアンケートなんですけれども、必要でないとお答えになっている方が20%、2割ぐらいいるということなんだろうと思うんですけれども、この裏側にその回答の理由等は書いてありますけれども、これは特に、どういう人たちというか、何か必要でないと言っている方々の特徴があるのかどうかというのを一つ伺わせていただけないかと思うんですけれども。

○森下委員 昭和43年に小笠原諸島は返還になりまして、昭和47年に定期航路が開設をされました。その段階で、日本におられる方、どなたでも小笠原の居住が可能になったわけでございます。一言で言いますと、すばらしい自然がよくて小笠原に住みついたような方は、航空路を開設することによって人が大勢来るとか、それから滑走路をつくることによって自然破壊になるのではないかというような観点から、割合内地から居住された方の中で航空路は要らないという意見が多いということでございます。

○岡本会長 よろしゅうございましょうか。そのほかいかがでございますか。

鈴木さん、いかがでございますか。

○森下委員 重ねまして、すみません。

○岡本会長 はい、どうぞ。

○森下委員 年齢層的に言いますと割合若い、若年層ということに、統計的にはなろうかと思えます。

○鈴木会長代理 私も昨年の秋に小笠原の視察に参加させていただいたわけですが、何年ぶりに訪問いたしまして、島々が、それは道路とか 景観、自然も含めて非常に美しく、管理も行き届いておりました。社会基盤、インフラというのが大分整備が進んだなどと、同時に、ほんとうに適切に、行き届いた管理も行われているなど、こういう印象を持ちました。いろいろ農業、漁業、産業方面、あるいは福祉の関係の施設なり、お話も伺いましたけれども、そういう面では必ずしも十分ということではなくて、日本の内地というんですか、本州の地域で住んでいる方々、地域の状況と比べてみますと、まだまだ課題が残っているなど思ったわけでございます。

それで、これからのことを考えてみますと、お話ですと、20年度末に今の計画あるいは法律が、期限が来るということでございますけれども、いよいよこれから、一人前というんでしょうか、一つの土台ができた上に小笠原の個性ある発展というんですか、自立的な、持続的な発展をしていく時期かなと、こういうような印象を受けまして、そのためにも、国としてのこの地域の位置づけ、小笠原の振興発展の位置づけ、あるいは地元として、自治体として、住民の方として、この小笠原をどういうふうにしていくかという心というんですかね、考え方というのをまた新たな気持ちで考えて、今後に臨まなくてはいけないんじゃないかなと、こういうふうな印象を持ちました。中身の議論につきましては、後ほどまた発言させていただきます。

○岡本会長 ありがとうございます。そのほかいかがでございますか。どうぞ。

○川嶋委員 昨年、小笠原を久しぶりに訪ねさせていただきました、ご案内をいただきありがとうございました。

2点ほどお話をさせていただきたいと思います。一つは航空路の関係で、島民の約70%の方が賛成されているということなのですが、私は、前回、小笠原にお邪魔させていただいたときに、たまたま自衛隊のヘリコプターは、父島の着陸場のところがダウブローがあるというので、来れないということでした。それで保安庁のヘリ搭載機の巡視船に乗せてもらって帰る予定だったんです。ところが、急病人の方が出られて、どうしようかということだったんですが、たまたまその巡視船がいましたものですから、巡視船まで小型船で移送して、巡視船から硫黄島へ移して、硫黄島から飛行機でお送りしたのです。それが昼前で、3時か4時にはもう東京にお着きになって無事手術を受けられたということでした。今回その方にお目にかかることができたんですけれども、大変そのときのことを懐かしがっておられましたし、喜んでおられました。緊急の場合にそういう交通手段があるということが島民の皆さんの支えになることだと思いますし、航空路の開設は重要なことと思います。航空路が開設された以上は維持していくということに努力をしていただく必要があると思いますけれども、やはり今度の協議会の中で、そういうバックグラウンドといいますか、島民の皆さんの支えになるような考えを織り込んでいただけたらいいかと思います。

それからもう一つは、今、村長さんがおっしゃいましたように、我国が広大な排他的な経済水域を持っているのは、小笠原に島民の方が住んでおられてということだというのは、私もそのとおりだと思います。そういう意味で、島民の方が安心して住めるようにということと、それから、その経済水域を守るための前線基地としての機能を、どういふものがというのは今申し上げることはできませんけれども、そういったものをお考えいただいて、いわゆる日本の最南端のところの前線基地というんでしょうか、そういったものを計画の中にお考えいただけたらどうかと思います。以上です。

○岡本会長 ありがとうございました。どうぞ、ほかにございましたら、いかがですか。

○楓委員 先日、2週間ぐらい前ですが、東京の都庁で行われました小笠原への教育旅行のシンポジウムでお話を伺ってまいりました。そのときに、実際に生徒さんを連れていかれた先生がお話をされまして、とにかく行くまではいろいろと大変だったけれども、連れていってみれば、生徒も感動したし、先生ご自身も小笠原そのものに触れることができ感激をしたというお話をされておりました。小笠原のエコツーリズムの推進と、観

光開発を組み合わせたときに、教育旅行は非常に大きなマーケットになると思っております。

教育旅行はご存じのように観光型から体験型にどんどん変わってきております。教育旅行を選ぶ際に、そのディスティネーションとしては、学習効果があるのかとか、生徒さん側は、ふだんの家族旅行では行けないようなところに、ぜひそういう機会に行きたいとか、教育側、生徒さん側の希望はありますけれども、先生は、いかに生徒たちが、旅先で感動できるかというのが教育旅行の行き先を決めるときの最大のポイントだとお話されていまして。そういう意味でも小笠原というのは非常に、日本の中でポテンシャルが高い、ある方は環境教育の聖地だとおっしゃっていました。

教育旅行という観点で考えますと、まだまだ課題はございます。例えば教育といった視点で指導ができるインストラクターが小笠原の島内に十分にいらっしゃるのか、もちろん宿泊設備の施設もまだまだ不十分です。それから、今お話がありましたけれども、緊急時の対応方をご父兄の方にきちっと説得できるか、それから、往復51時間の船内のプログラム、これがやはり教育的なプログラム、子供たちが楽しめるようなプログラムの開発も必要になってくるかと思えます。もちろん教育旅行の誘致という見地での村からの情報発信も非常に重要になってくるかと思えます。

ただ、これらを解決していく中で、小学生、中学生というわけにはいきませんが、高校生時代に小笠原を体験するということは、これからの日本の環境問題を考える上で、大きな意義があるのではないかと考えております。

そういった意味でぜひとも教育旅行に、旅行業界も含めて力を入れていきたいと思っておりますけれども、実は大きな一つの壁がございまして。都立高校の修学旅行は4泊5日が上限でございまして、小笠原に4泊5日で行くというのは大変難しいということは申し上げるまでもないかと思えます。その辺も含めて一度ご検討いただけたらなど、これは要望でございまして。以上でございまして。

○岡本会長 ありがとうございます。園田さん、どうぞ。

○園田委員 私も昨年、小笠原に初めてお邪魔させていただきました。印象としては、とにかくごみが落ちていなかったというのが立派だなと思ひまして、紙くず一つ落ちていなかったという、意外とこれは、女性も含めて、観光に行かれた方がふっとそれに気がつけば、これは大変なご苦労されてそれだけの環境整備をやっておられるんだということがはっきりと証明できるような一つの立派なものだと思っております。

それで、私、この前の日曜日ですか、大阪の知事選で、橋下さんという方が当選されて、そのときつくづく思ったのは、政党が後押ししないほうがよかったんだというような結果になってしまったということですね。それで、この小笠原に関しましても、平成16年からですか、国が、要するに今までは計画案を提示していたのを、今度は小笠原のほうから、ということは、多分村のほうからいろんな計画が出てくるのに対して、国が支援すると、こういうふうに変ったんだと思うんですけども、時代はどんどん進んで、スピードが速く進んでいきますので、多分、もう今の段階では、村というよりもほんとうに村民がいろいろ提案して、それをくみ上げてという、ここまで一気にやってしまうほうが、この前の日曜日の大阪府知事選を見ておられます、この日本国民が一気に応援すると、そういうことになるんじゃないかなと思えてならないんですよ。それでホエールウォッチング協会さんとかいろんなものが、ホエールウォッチング協会ですか、あれは全国版なんですか、それとも地元だけ。

○森下委員 小笠原独自です。

○園田委員 今のホエールウォッチング協会でも、日本ホエールウォッチング協会が小笠原にあるとか、それと、日本エコミュージアム協会が小笠原にあるとか、日本全国の一つのシンボリックなものが小笠原にあるという、これももちろん国も村も支援しなければならぬと思うんですけども、やはり市民の中の、そういうNPO活動の中でそういうのができていくというようなこと、そういう全国に向けて、日本あるいは世界に向けての何か一つのそういう発信ができるような、これだけの自然環境があり、今度自然遺産にも登録されるということであるならば、十分条件は整っていると思いますので、ちょうどスローフード協会のようなものですよ。イタリアの小さな村で、あの村から全世界に向けて発信していますから、何かそういうようなものを立ち上げてもらったら、それに向かって皆が応援していくという、国の支援も、多分もうかなり立派にやっておられると思いますので、都の支援もね、何かそういうようなことをやっていただければもっと自然の輪が、今度は日本国民レベルでも広がっていくんじゃないかなと思っております。またその辺のことはぜひ頑張ってくださいと思います。

○岡本会長 ありがとうございます。ただいまご指摘の点は、先ほどのご説明の中にも「新たな公」というようなキーワードが出てまいりましたけれども、そういう可能性、きょうはホエールウォッチング協会の先生もお見えでございますけれども、既に始まっておりますけれども、そういう方向がうんと膨らんでいけばいいというふうに思います。

ね。

私もこの間、お邪魔させていただきましたので、いろんな感想を持ちました。非常に強い印象を受けたのは、漁業が非常なパフォーマンスといってしまうか、大変な実績を今積んでおられる、以前お邪魔したときとは随分印象が違っていて、こんな離島で漁業がこんなに活気づくということがあり得るんだろうかというような印象を、非常にびっくりしましたね。それは、逆に言えば、これだけの離島であっても知恵出せば可能だというような印象をすごく持ちました。漁業は大変結構だったんですが、農業は大変つらい、大変な困難があるようでございますけれども、観光のほうは、先ほどのご指摘のように、航空路なども非常に問題でございますが、ちょっと話が雑駁で恐縮ですが、先ほど、修学旅行のお話ございましたけれども、沖縄というのは、今、日本で観光という分野で非常に急成長しているディステーションでございますけれども、その沖縄で大変なドル箱になっている市場というのが修学旅行ですね。毎年11月ぐらいになりますと、もうバスが足りないという、島じゅうで観光バスが足りないという事態になるほど人気がございますね。ですから、修学旅行も、距離の問題ではなくて、コンテンツの問題ということで、小笠原は修学旅行生を十分満足させる資源を持っていると思いますので、今後に期待したいと思っております。

今、エコツーリズムの大変な専門家でございます海津先生がお見えになりました。何かその辺の期待なども含めてご発言をいただけますか。

○海津委員 大変遅刻いたしまして失礼いたしました。実は今、エコツーリズム推進法に基づく推進基本方針の検討会を別の場所でやっていた関係でおくれました。この法律は、まさに岡本先生がおっしゃられましたように、国もインバウンドを柱として、観光立国の目標数値を掲げている中で、エコツーリズムは地域が発信していく観光の大きな戦略になり得るということで、それを後押しするための法律です。小笠原は、まさに日本の中で非常に希少な自然環境を持っていて、かつ、決して大きな観光地ではなく、かなりセレクトティブな形で人を招くスタイルとして、エコツーリズムの有望な場所になり得ます。国が、3年間後押しをしているのも、そのためであると思います。

修学旅行というマーケットもあると思いますけれども、そういった今ある市場を、これから先地域でどういう形で受け入れていくか。自然と結びついた文化の掘り下げを核にして、これからの観光の一つの大きなメニューになっていくだろうと思います。推進法にのっとったような形での地域づくりを進めていくということを検討してどうでしょ

うか。

何を守りながら観光するかということが、特に世界遺産の登録などを控えますとますます問われてきていると思います。世界の先進的なエコツーリズムの場であるガラパゴス諸島などでは、移入種の問題がきっかけとなって危機遺産リストに載ってしまったというようなこともありますので、小笠原ならではのエコツーリズムのあり方や自然の活用のあり方として、生物多様性の保全をふまえた観光を進めるための、科学的かつ有効な手だてを講じるということが必要だと思います。まさに今実行しなければいけないという段階に来ています。小笠原で成功すれば、国内外の離島にもアピールすることになるでしょう。修学旅行などでそういった現場を見に行くということも、学習型の観光としてとてもいいメニューになると思いますので、そんなふう以小笠原の観光をとらえています。以上です。

○岡本会長 ありがとうございます。工藤委員、いかがですか。

○工藤委員 私はやっぱり、前回といいますか、前年度もなかなか、こうご専門の方が多く中で何を発言していいかわからないというのが実情なんですけど、3点ほど、細かい話で恐縮なんですけれども、コメントをさせていただきたいと思います。

1つは、アンケートの件なんですけど、私も、行政のこういった市民アンケートとか住民アンケートというのにはかかわるチャンスが多いんですけども、今回、事前説明でもご説明いただいているんですけど、実際のご意見というのが後ろにまとまってありまして、先ほどから拝見していると、実は、恐らく丸をつけていただいた段階では、「必要であるが条件がある」という2番と、3番の「必要でない」というのは、書いた方が選ばれて、その上でコメントされているんだと思うんですけど、よく見ますと「必要であるが条件がある」と言われている方でも、どちらかというと否定的なご意見が強そうな方と、「必要でない」と言われているんですけども、よく読むと、かなり肯定的なことをおっしゃっている方がいるので、実際には、書かれた方のご意見を精査していくと、多分このパーセントはかなり変わってくるんだろうなと思っております。それと同時に、お住まいの方で、「必要であるが条件がある」、あるいは「必要でない」と言っている方のところに、かなり重要な意見があるのではないかという気がしておりまして、航空路は必要ではあるけれども、先ほどの病院の件もございまして、いろいろな形で手段が保証されていれば別に定期的な航路がなくてもいいというのが、どうもここを読んでいる限り多いのかなと思っております。

個人的には航空にかかわったことがございますので、今もありましたが、特に自然遺産の話になってきますと、ほんとうにそれを保証できる形での航空路が現実問題としてできるのかというインフラの問題と同時に、それからもう一方、ソフトの問題としては、航空路ができたことで、マス観光になってしまって、これはあちこち世界的に起こっていますし、私の専門であるイタリアなんかもそうですが、歴史遺産になったばかりに大変なことになるというところもございますので、ここに書かれているので、私がとても感動したのは、小笠原の魅力はアクセスが船しかないことだ、航空路ができたら魅力が薄れてしまうとおっしゃっている方がいるというのは、私はちょっと重要かなと思っておりまして、これは、航空路の建設の問題を考える上で、島民の意見を20%、70%というところだけで考慮しないほうがいいのではないかというのが1点目のコメント。

2つ目は、そのことと自然遺産のことを考えると、例えばここでも言われているように、飛行艇や硫黄島が活用できればいいんじゃないかというような、このあたりを総合的にぜひ加味していただきたいと思っております。

3点目のコメントといたしましては、今、最後の3名の委員の方々からありました教育的な観光といいますか、エコツーリズムの問題です。小笠原の人口規模を考えますと、最近、学生数が減っているとは言え、修学旅行規模で行くのはちょっとどうかなというのを、個人的な意見です。例えばイタリアも、2,000人ぐらいの人口の町というのは、標準的な規模の町になりますが、エコツーリズムとか、研修ですね、教育というよりはどっちかという研修を受け入れているんですけども、2種類、地元にお金が落ちてあまり自然環境を破壊しないというタイプの研修があります。一つは、最近日本でもはやっていますが、アメリカなどではやっているエグゼクティブ研修みたいなものですね。要は会社のエグゼクティブの方が、机にずっと向かっていると頭がこちこちになるので、自然の中に突然連れていって、もうちょっといろんなことを考えてみろというものですが、小笠原なんかは結構そういうのに合っているのかなという気がちょっとしております。これは専門ではないので、思いつきで、全然根拠がなかったら申しわけございません。イタリアも結構そういう研修でもうかっているところはあります。

それからもう一つは、お子さんたちでも、先ほどもお二人からありましたように、小さい人というより高校生以上、大学生ぐらい、そういう人たちの中では、自然環境の問題もありますし、それからこういう小さな島でどういった経済開発や観光開発や行政の努力があるのかというような、総合的にまちづくりを考えていくということができるん

だろうと思います。そうなってきましたと、これは明らかに少人数のグループでやるのが好ましいということになりまして、少人数である程度セレクトティブにやっていると、あまり地元には負担はかからないけれども、単価が高くなるので、そこそこお金が落ちると。先ほどイタリアのスローフードの話もありましたが、うまくやっているところはそういう形をとっているのかなと思います。私も観光自体が専門ではございませんので、こういうビジネスモデルを小笠原に持っていったときにどういう問題が生じるかというのはちょっとまだ見えないんですけども、コメントとして、そういう考え方もできるのかなと思っているということをつけ加えさせていただきます。ありがとうございます。

○岡本会長 どうもありがとうございました。大変貴重なご指摘……。村長、どうぞ。

○森下委員 世界遺産と航空路ということで、基本的な情報という意味で少しお話をさせていただきたいと思います。

実は、私どもの、今、小笠原は既に国立公園法が施行されておまして、世界遺産の基本的な条件は、まず父島、母島で言いますと、その国立公園の中の規制でほぼクリアをしているというところでございます。我々が今、これから登録をされようという世界遺産は、父島、母島を含めました小笠原諸島ということでございまして、かつてちょっと例のないような世界自然遺産の登録ということになると伺っております。その上から、結局、私どもが考えております航空路といいますのは、1,800メートルとか2,000メートルの滑走路が、必然的にそういう条件からなかなかつくることが難しいということで、そこに1,000キロという距離も含めまして、航空路の開設の難しさがございます。

今、特に工藤委員がおっしゃった、住民の声もそうなんです、そのところで、自然と調和をした、ほんとうに1,000キロという距離を飛ぶには、いささか小さい飛行機になりますが、そういうもので何とか開設をしたいというところで今動いているところでございます。

また、これから先、この航空路の進め方につきましては、パブリック・インボルブメントを東京都とやっていきますので、この住民アンケートでいただいた皆さんの貴重な意見、少数の方々の意見も含めまして、設置場所等につきましては、情報公開をしながら、皆さんの意見を聞いて進めていくということでございますので、今いただいたご意見を大切にしながら、これから東京都と相談をしながら航空路の開設については進めていきたいと思っております。なかなかマスの、よく言われるんですが、ハワイや沖縄の

ように大きな飛行機が頻繁に行くというものは難しいと、そういうものではないということは一つご理解をお願いをしたいと思います。

○岡本会長 どうもありがとうございました。修学旅行といいましても、昔のように何百人がだ一つとというようなことでは必ずしもございませんので、農家なり漁村の家庭に分宿をして、民泊をしてというような、そういうもののほうが今はむしろ重要なところかなと思っております。

○森下委員 お許しをいただければもう一つ。修学旅行のことで。

○岡本会長 はい、どうぞ。

○森下委員 実は、昨年、埼玉の川越西高校が330名ぐらいで来ております。各民宿に分宿をやっていただきました。3年前ぐらいですか、奈良の東大寺学園がやはり270名ぐらい、多い人数ではそのぐらいが来ておまして、あとは40名程度、40名から50名規模の教育旅行という形で来ていただいている学校もございます。私どもとしては、唯一の航路が、「おがさわら丸」の航路ですので、教育旅行の誘致、体験型教育旅行ということで、我々も力を入れさせていただいております。「おがさわら丸」の船内を見ていただいたりとか、宿を見ていただいたりとか、それから、船に乗ったときから小笠原の旅行が始まりますので、その辺から船内でのいろいろな体験メニュー、それから、自然体験だけではなくて、地元の伝統文化の体験メニュー等々もいろいろ考えながら動いているところでございますが、やはりマスで来ていただくということが難しいものですから、その辺では、日にちの問題等々と、はっきり言ってなかなか思惑どおりにはいかないところでございますけれども、観光の大きな目玉になると、そういうふうになっております。

○岡本会長 どうもありがとうございました。青野委員、追加の何かありましたらどうぞ。

○青野委員 これまで皆さんがおっしゃったことですが、私の一番気になる点は、航路の問題にしても、エコツーリズムの問題にしても、結局小笠原というところの財産であるその自然環境、これとどうしても何かをバスターするというところになる部分があるんだろうと思うので、そこをいかに担保していくかということだろうと思うんですね。きっと今ここにいらっしゃるご専門の先生方の中には、よいモデルケース、別のところをご存じの方なんかもいらっしゃるのかなと思いますので、そういうのも参考にしつつやっていくのかなという感じがします。

最終的には、皆さんはそういうのをお持ちなのかもしれません、すみません、私もこ

うということについては素人なんですけれども、最終的には、小笠原が、例えばこれからの人口についても、やってくる観光客についても、その種類についても、どういうのが理想的なのかと、そういうグラウンドデザインというんですかね、そういうものを描いた上で、将来像に合わせて、そのとおりになるとは限らないわけなんですけれども、何かそういうことを、いらっしゃる住民の方々とも共有してやっていくというのがいいんじゃないかなと思うんですけれども。

○岡本会長 どうもありがとうございます。

○森下委員 よろしいですか。

○岡本会長 はい、どうぞ。

○森下委員 以前申し上げたこともあろうかと思うんですが、実は私ども小笠原村は54年に村政が確立しまして、村づくりの基本方針は、人と自然の共生する村づくりということでございます。私ども、今すべての課題がそこにぶつかってくるんですけれども、小笠原の財産は何かと言ったら、そのすばらしい自然だと、この自然を保全して利活用することによって小笠原村が発展をしていくんだという考え方が村の基本方針でございますので、それにのっとった形で、例えば今出ております航空路のことにつきましても、自然と調和した、共生したものという考え方で、どれだけ人と自然がある意味折り合って進んでいけるのか、そういうものを構築していきたいと思っております。村の内部的には、いわゆる環境容量として、大体、人はどのぐらい小笠原村には来ていただくのが年間のキャパとして相応なのかというような、それぞれの数値的な試算もいたしまして、それを上限として村づくりをしていくと、考えていくと、このように考えているところでございます。

○岡本会長 はい、どうぞ。

○佐々木委員 先ほど漁業のことでお褒めいただきましてありがとうございます。やはり200海里の中で、先ほど来から基本の中で触れられているんですけれども、硫黄島周辺まで島の方が漁業に出るわけですね。最近のカジキ漁というものは、内地から来た船がはえ縄漁で200メートル水深のところを漁をするんですけれども、現在はその下の600メートルぐらいのところの魚をとっているわけですね。そういう意味で内地から来た漁業者との競合はまずしないということなんですよね。回遊魚ですから年間通してとれて、年々手法が変わっていった、このところ漁、父島、母島を含めたこの30、全国平均が下がっている中で非常にいいというのは、そういうところだと思うんですよ。

ね。

それで、農業が非常に残念なのは、これは八丈島が、小さい飛行機が飛んだときに、ロベ栽培ができてまして急激に伸びましたよね。前に、亡くなられた青島都知事さんと一緒に町の中を、母島の中を歩いたときに、この熱帯植物は町の至るところにあるわけですよ。自分の庭にこの鉢の、そういう熱帯植物を買ったやつがあると、それぐらい町を歩いててもこういう熱帯植物は随分あるわけですよ。

そういう意味から、先ほど村長が言われているように、決して大きい飛行機じゃなくても、今考えているのは30人から35人乗りの民生を安定させる飛行機ということですので、これから農業の発展については、やはりそういう形でもっていかに早く市場にそういう農産物を出せるか、またそういうロベ栽培といいますか、そういうものを出せるかということが、これはやはり、農業が島の基幹産業ですから、片一方がマイナスではどうしてもうまくないわけです。そういう意味で農業の発展にはぜひともそういう航空路というものが、いち早く出荷できるということは非常に大事になってくると思うんですよ。そういう意味から、産業の発展にもこれからつながっていくことなので、先ほどから言われているように観光客を誘致するというのが大目的ではないということではぜひおわかりいただきたい、このように思います。

○岡本会長 どうぞ。

○青野委員 ちょっと質問なんですけれども、漁業はどうしてそんなにパフォーマンスが高いんですか。

○佐々木委員 何ですか。

○青野委員 漁業はすごくパフォーマンスが高いということなんですけれども、それは何か特徴的なことがあるのでしょうか。

○佐々木委員 今ちょっと燃油が上がっているのですが、でも水揚げ高は結構伸びているんですけれども、市場が、東京市場にはほとんど出さないですよ。気仙沼の市場に、大体9割方、父島、母島は出しまして、気仙沼から戻ってくるというような状況をとっているんですけれども、白身魚の需要が11月いっぱいまで非常に多いということですよ。12月になるとほとんどもうマグロに押されてだめなんですけれども、年明けてまた、大体11カ月ぐらいは白身魚の需要が多いということは、いろんな福祉施設とか、そういうところはかなり供給されているというような情報が入っています。また後で個人的に詳しく説明したいと思います。

○岡本会長 非常に商売がお上手なんですよね。大変に知恵を出しておられて、大したものだと思います。

先ほど非常に重要なご指摘で、航路、飛行場というのは、何も観光のためだけ……、マストურიズムなんて、これから論外ですから、新しいビジネスモデルをぜひ小笠原で主体的につくっていただければ結構なんだろうと思います。とにかく離島、小笠原があそこに存在することによって、経済水域の話もございましたけれども、大変な日本にとっては財産なんで、ただ、そこに人が住んでいて初めて財産と言えるわけで、住んでいただくためには、何せ病気になっても25時間もかかるという、手術するのにですね、そういうところがまだ日本にもあるのかというような印象さえ持ちますので、ぜひいろんな角度から検討を進めていただければと思います。

ほかにはいかがでございましょうか。はい、どうぞ。

○海津委員 航空路開設をするというご選択をされるということであれば、空路というのは多分、人の大きな出入り口になると思うんです。先ほど青野委員のほうからご質問もありましたが、どういった方法で自然に対する影響をコントロールすればいいのか、ということについてです。一つは、継続的なモニタリングを行うということと、もう一つは、出入り口でのしっかりしたコントロールということに尽きると思うんですね。ガラパゴスは、定着してしまった移入種に加えて、昨今入ってきているものはとても激しく、観光需要が大きくなるにつれて、その出入り口のコントロールが、だんだんやってくるうちにおそろかになってきて、入っているのはわかっているけれども、そのままになっていることがとても多いのです。小笠原においては、観光においても、あるいは民生利用においても、出入り口のコントロールということをしっかりすることが、少しでも保全に貢献する手立てになるかと思います。

○岡本会長 ありがとうございます。話は変わりますが、この間お邪魔して非常に強く印象を持ちましたのは、地震が起きたときに、津波が起きたときに、ここは危ないんだというお話がございまして、先ほどの話の続きですけども、あそこに安心して住んでいただかなきゃいけないわけで、地震が起きたら、もう津波がやってきたら、ここらは全部さらわれちゃうんだというようなことであると、外から見ていまして、安心して住めないという感じがしますよね。その辺はどうなんですか、村長。

○森下委員 ご視察いただいたときに、見ていただきましたように、発電所、現在の浄水場、診療所等、現在ある福祉施設等、それから村役場、すべてがほんとうに海岸沿いに

ございますので、東南海・南海地震が起きたときにはほとんどこれが機能を失くなるという見通しでございます。私どもは、今つくっております複合施設もそのために着工まで1年おくれたんですが、高台のほうに移しました。それから今回事業説明等で出ました浄水場も、現在あるところから、老朽化もしましたし、その防災対策上からも高台のほうに移すということで、今の村役場が持っている機能を、いざというときにきちっと補完できるというところへ、既に開設をしております情報センターというところに防災のときの拠点は設けるつもりでございます。南海・東南海の地震での津波予測が出ましたので、そういうところにもこれからのものはつくるという、ハードの面につきましては、そこを念頭に入れながらやっていくというところで対策をとっております。また、とにかく唯一小笠原で救いがあるのは、恐らく想定される津波の場合には、津波が来るまでの時間がおおよそ90分ぐらいあるのではないかとということから、人命に関しましては、まず避難をさせるとか、そういうところで、まず人命を第一、その次に被害を最小限にする中では、行政的な機能、少なくともインフラの機能をいざというときにきちっと保てるというところに力点を置いて計画をしているところでございます。

○岡本会長 ありがとうございます。

鈴木委員、追加のご指摘を何か。

○鈴木会長代理 この間お邪魔したときの印象で、村なり小笠原で非常に深刻だなと思ったことは、一つは土地問題があります。戦前から島民の方がいらっしゃった関係で民有地があると。それで相続が起こって、相続の方がどんどんどんどん広がって行って、民有地の権利関係も複雑になってきているというようなことで、一つはそういうことではなかなか、農業をやる方も自分の農地を手に入れるのも難しいだろし、また住宅も、ほとんど都営住宅にお住まいということで、自分で土地を買って家を建てるというのは、ほかの要因もありますけれども、なかなか難しいと。そういうことを考えていくと、そろそろハードの整備は一段落しましたので、社会的インフラの整備を少し考える時期に来ているのかなと思うわけでございます。

一つ、所有権の関係で言うと、何かうまい公有地化を進めるとか、土地の流動化ができるような仕組みというものを、ちょっと農業関係の方からもお話が出ましたけれども、何かそういうような仕組みを考えられないのか。村でも、財政力は大変厳しい状況ですから、その辺のかみ合わせで国として考えられるのかどうかを含めて、そういうようなことを考えられないのか。

もう一つは、今までもお話が出ましたけれども、素晴らしい自然環境と、そういうものを守りながら、またそれを生かしながら小笠原のこれからを考えていくということになりますと、やはり開発と利用と保全の、土地利用のゾーニングをそろそろ考えなくてはいけないのではないだろうか。それには2つの方法があって、一つはやっぱり科学的知見で、その世界の専門家の方に英知を結集していただいて、もともとなる土地、自然の状況の把握の上に基本的な開発利用を考え出すということと、もう一つは、やっぱり住民の方々のコンセンサスを得ていくというようなことを早目にしていけば、これからいずれ5年、10年考えた場合には、必ずそういったものの調整ということが現実の問題になってくるので、それよりも、問題が顕在化する前に、そういう作業なり議論、意見の集約等がなされればいいのではないかなと思います。そういうようなことでも社会的インフラですから、村の条例みたいな形のこともありますし、場合によっては法的な仕組みの中に入れていくということも考えて、そういうことを考える時期に来ているんじゃないかなという印象を受けました。

○岡本会長 ありがとうございます。

川嶋委員、どうぞ。

○川嶋委員 今、高潮、津波のお話があったんですけども、シミュレーションをされたということなんで、そのデータをまた見せていただかないとわからないんですが、浄水場が災害を受けるということをおっしゃっているとすれば、皆さんがお住まいのところはもうほとんど水没するわけです。そういう意味で、浄水場の移転もさることながら、やっぱり高潮災害にどこまで対応するかというので、もう少し住宅のほうのことも一緒に考えていかないと、島の安全といいますか、そういったものが守れないような気が致します。かといって海岸線に何メートルも胸壁をつくるということは現実的じゃないような気もするんですけども、想定される津波というのをもう少し分析をされた上で対策をお考えいただきたいと思います。今、村長さんが津波到達まで90分と言われましたけれども、震源がすぐ近くだったら、もう逃げる暇もないような津波が起こり得るわけですから、高潮津波への防災対策は十分にお考えになったほうがいいと思います。

○岡本会長 ありがとうございます。ほかに、よろしゅうございますか。

それでは、少しまとめをさせていただきなさいけませんので、今から申し上げますので、委員の先生方、違和感がございましたらまたご指摘を賜りたいと思います。

まず第1に、自立的な発展というのが、これはもうキーワードでございますけれども、

自立的な発展にとっての必須の交通アクセスにつきましては、解決しているわけではなくて、航空路については、現在は村レベルの議論でございます。今後、都と村レベルでの議論が進められるということを確認をさせていただきました。交通アクセスに係る今後の都と村のレベルでの議論の方向については、次回6月の委員会にゆだねたいと思います。その中であって、交通アクセス上の問題が依然として残っていることや、先ほど鈴木委員からご指摘ございましたような土地利用上の問題に起因して、産業振興、観光開発をはじめとする村の経済発展に足かせがあることから、村の自立的発展に向けての課題となっていると、こういう認識でございます。

次に、住民生活の安定、福祉の向上の観点から、村は地理的条件のための救援が、ただいまご指摘ございましたが、直ちに受けづらい状況を考察すると、東南海・南海地震等の自然災害に備えた防災の視点に基づくインフラ整備に課題があるようでございます。

それから、ブロードバンド化や地上波テレビ放送のデジタル化について通信上の課題がございます。

また、帰島民の方々の高齢化が進んでおりますけれども、社会福祉上の課題もございましょう。また、返還後約40年が経過し、浄水場の問題もございましたが、施設の老朽化等に課題があるようでございます。

以上のような指摘があって、先ほど東京都から整理がございましたけれども、もう一度ごらんいただきたいと思いますが、東京都の資料に示されている課題はおおむね妥当であると考えられるわけでございます。

以上のように総括したいと思っておりますが、ご異論ございませんでしょうか。よろしゅうございましょうか。

(3) その他

○岡本会長 それでは、次に議題(3)、その他について、事務局から連絡事項があるとのことですので、説明をお願いします。

○山近振興官 この審議会での議論を踏まえまして、次回は5月頃、現在のこの法律の期限後の対応についてということで、ご議論をいただければと思っております。具体的な日時につきましては、後日、事務的に調整をさせていただきたいと考えております。

○岡本会長 わかりました。

ほか何かございますでしょうか。よろしゅうございますか。

○森下委員 一つよろしいですか。

○岡本会長 どうぞ。

○森下委員 すみません、先ほど言えばよかったんですが、実は皆さんのお手元にこういうものが行っていると思うんですが、ことし、小笠原は返還40周年になりまして、この1年を通しまして記念式典、また各種記念事業を計画しております。どうぞご協力のほどよろしくお祈りを申し上げます。「よんまるくん」という愛称で、元気、活気のある村づくりということで先頭に立って頑張ってくださいます。どうぞよろしくお祈りいたします。

○岡本会長 今までも国のご支援、都の支援でいろんなことが進んでまいりましたけれども、40周年の記念の節目の年にいろんなことがさらに進みますように心から祈念しております。

ほかにございませぬようでしたら、以上で本日の議事を終わりたいと存じます。

[局長挨拶]

○岡本会長 最後に、国土交通省増田都市・地域整備局長からごあいさつを賜りたいと思っております。

○増田局長 都市・地域整備局長の増田でございます。お願いとお礼のごあいさつを最後に一言させていただきたいと思っております。

本日は、岡本会長、鈴木会長代理はじめ委員の先生方には大変熱心なご討議をちょうだいいたしました。まことにありがとうございました。また、森下村長、佐々木議長、それから審議会の先生方には大変遠いところをお出ましいただきまして、また貴重なご意見を賜りまして、まことにありがとうございました。

先ほど来出ていますように、本年6月に、小笠原諸島が、昭和43年の本土復帰以来、40周年という節目の年を迎えるわけでございます。

また、小笠原諸島振興開発特別措置法、来年度が最終年度でございまして、まさに法期限以降の小笠原諸島の振興開発施策の展開をどのようにするかということでご議論しなきゃいけない大変重要な年回りになってきたわけでございます。

本日も熱心にご討議いただきまして、先ほどは岡本会長からお取りまとめいただきま

した。私どもといたしましても、大体、インフラ整備というのはかなりのところまで行ったのかなと。ただ、先ほど来ありましたように、まだまだインフラ整備というハードも含め、あるいはまた、土地利用の問題がございましたけれども、そういったソフトの面も含めて多くの残された課題もあると。東京都の資料のほうでも大変うまく整理していただいておりますが、まだまだ残された課題があると思っております。

そういった中で、あと5月、それから夏に向けて3回ほどこの審議会を開かせていただきまして、先生方のご意見をちょうだいいたしながら、ご指導いただきながら、私どもといたしましても、東京都、それから小笠原とも連携いたしまして、そういった残された課題にどういうふうに対応していくのか。あるいはまた、冒頭ご説明させていただきましたが、海洋基本法の関係も追加的に出てまいりまして、まさに国境離島、特に有人離島としての役割というのは大変重要な課題になっていると、そういったものを付加的にどういうふうに対応していくのか。あるいはまた本日も大変議論されましたけれども、世界自然遺産に向けての話もございまして、そういった貴重な小笠原の自然環境との調和を全体の施策の中でどういうふうに対応させていくかという大きな課題もございまして、そういったところにつきまして、私どもとしてもしっかり取りまとめをさせていただきたいと思っておりますので、先生方のご指導、ご鞭撻を重ねてお願い申し上げます。簡単でございますが、お礼とお願いのごあいさつにさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

○岡本会長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして本日の審議会を終了させていただきたいと思っております。皆様方におかれましては、ご多用中のところをご出席いただき、長時間にわたりご協力をいただきまして、まことにありがとうございました。

閉 会